

病気の感染:カメの病気の一部には人に感染するものも少数ではあるが知られている(例 ミシシippアカミガメ由来のサルモネラ菌感染症)。

(2) 産業への被害

漁業への被害:内水面漁業では大型のカメによる網の破損や漁獲物への食害が生じる恐れがある(例 印旗沼のカミツキガメ)。

農業への被害:草食性のリクガメ類が農産物を食害するとか(インド,南欧,北アフリカ),淡水棲のカメが水田に侵入して田植え直後の稲を倒す(日本)として捕殺,あるいは離れた場所に捨てられることはある。しかし,在来個体,移入個体を含めて,農業に重大な被害が生じているという例はない。

畜産業への被害:カメあるいはその寄生虫が媒介する病気が,家畜に感染するケースも少数ではあるが知られている(熱帯アフリカ産リクガメに寄生するダニの媒介するハートウォーター病)。この他,在来のカメが地面に穴を掘り,それで家畜がケガをすることを理由に捕殺されることもある(南欧,北アフリカ,西アジア)。

上記問題への対策

1 移入・定着への対策

(1) 外国産種の輸入の規制と現状把握

すでに現在定着している種については,即刻輸入を厳重に規制する必要がある。同時に,国内に輸入されるカメ類については,その種別個体数を記録して輸入状況を監視し,移入に備える体制を作らねばならない。それにより,輸入される個体数が多く,定着の危険性が高い種については,輸入そのものの規制を行なうのが効果的だと思われる。また,日本国内に同種が分布する外国産のカメ類については特に厳重に輸入を規制し,外国産個体の放逐によって起こる遺伝子汚染を防ぐことで在来の個体群や亜種における遺伝的独自性を維持することが重要である。

(2) 販売,飼育の規制

輸入自体を規制するとともに,すでに定着した種,定着の危険性が高い種については販売・飼育を規制する必要がある。また,販売や飼育が規制された場合,その規制によって生じる登録等の手間を嫌っての放逐や,動物園,水族館等への持ち込みが急増することが懸念され,そうした事態への対策を行なう必要がある(カミツキガメ,ワニガメと動物愛護管理法)。

(3) 啓蒙活動

カメ類を捨てるという行為が動物愛護管理法への違反であり,生態系に対する犯罪行為であることを,一般に知らしめる必要がある。また,それらを駆除することの必要性や,すでに定着している種であっても飼育個体を野外に捨てるべきではないということも周知させることが不可欠である。さらに,販売店に移入種となる可能性のあるカメを販売する際,定着の恐れのある種であること,放逐は犯罪行為であることについての説明義務を負わせるべきだと思われる。

カメ類の多くの種は飼育下で繁殖させることが可能であり,実際に日本国内でも繁殖している。しかし,それらは由来等が不明のことが少なくなく,遺伝子汚染や病気の媒介等の問題を考えれば,野外に放すべきではない。将来的に,特定の種が減少しているという情報に基づき,飼育者が繁殖個体を意図的に再導入するといった行為が行なわれる可能性があり,そうした行為の問題点についても啓蒙活動を行なっていく必要がある。

2 駆除あるいは除去

すでに日本国内に定着しているカメ類に関しては,積極的な駆除を行なう必要がある。しかし,移入・定着の実態はいずれの種についてもほとんど分かっておらず,特に影響が大きいと思われるミシシippアカミガメとカミツキガメについては,全国的な規模でその実態を調査し,その結果に基づき効果的な駆除対策の計画を立てる必要がある。また,特にミシシippアカミガメについては,特定の地域の個体数が自力再生産ではなく,多数個体の継続的放逐によって維持されているケースがあり,駆除だけでなく,輸入,販売,飼育の規制と,捨てることを防ぐ為の啓蒙活動を同時に行なっていく必要がある。

3 生物多様性の保全上、特に注意を要する地域での移入種対策

琉球列島の島嶼における、沖縄諸島のリュウキュウヤマガメ個体群（天然記念物で固有種）、石垣島、西表島のセマルハコガメ個体群（天然記念物で固有亜種）、石垣島、西表島、与那国島のミナミシガメ個体群（数少ない比較的健全な個体群で固有亜種）は、いずれも非常に貴重な存在である。しかし、これらは分布域が狭く、局所的に個体密度が高い場合はあるものの、全体の個体数は多いとは言えない。

これらを守る為には、沖縄県内での採集・移動が移入・定着につながらないようにする為に、リュウキュウヤマガメとセマルハコガメについては違法採集の取締強化、ミナミシガメについては採集の新たな規制を行なう必要がある。また、遺伝子汚染を防ぐ為、外国産の同種（ミナミシガメは本州に移入されている別亜種も含めて）の沖縄県内への持ち込みや販売を禁止する等の思いきった方策を取る必要があると思われる。さらに、これらと競合する可能性のあるカメ類についても、生息する島への持ち込みを規制する必要がある。

ペットとしてカメ類の飼育の広がりに伴うそれ以外の問題点

1 生物多様性保護の観点から

(1) 野生個体への採集圧

日本は世界的に見ても、カメ類の大量輸入国であり大消費国でもある。輸入の目的は食用のスポン類を除けば、ほとんどがペット用である。国外では中国や熱帯アジアを中心に("Asian Turtle Crisis")多くのカメ類が食用として大量消費されており、これらの国々でも、これら国々にむけてカメ類を輸出している国々でも、対象となるカメ類の個体数が激減している。また、世界的には都市化、農耕地化、河川工事等による生息環境の悪化からも、多くのカメ類の個体数は減少を続けていると考えられる。こうした状況下では、特に減少して稀少価値が生じたものを中心としたペットトレードの為の採集圧は、多くの種の存続に著しい悪影響を与えていると思われる。

(2) 密輸、違法取り引き

希少種に対しては採集、輸出入等に規制がかけられているケースが多いが、ペットトレードの世界では日本国内に限っても、非常に高頻度で密輸入、違法取り引きが行なわれていると考えられる。

対策：輸入、販売の規制の徹底、違法飼育の取締の強化、啓蒙活動

2 動物愛護の観点から

(1) 消費的な飼育、動物虐待

飼育法が確立、あるいは普及していないことによる消費的な飼育、動物虐待がしばしば行なわれている。

カメを飼育する場合、数百円から数千円程度で購入できるものに、その数倍から数十倍以上もの金銭をかけて十分な飼育設備を準備し、さらに飼育開始後は恒常的に時間と労力を注ぎ込んで世話し続けることが必要。

(2) 「捨てる」という意識の欠如から生じる放逐

日本国内では、自分の飼育していた個体を「捨てる」という動物愛護の観点から問題ある行為が、罪悪感なくごく普通に行なわれている

対策：啓蒙活動、飼育状況の継続的なモニタリング、内容変更（死亡、譲渡、販売等）をする場合の届出制の導入